

浜岡原子力発電所3号機 非常用ディーゼル発電機(A)清水ポンプの点検について

平成18年11月10日

発生号機	3号機(調整運転中) : 沸騰水型、定格電気出力110万キロワット
発生年月日	平成18年11月10日
発生時の状況	<p>午前5時30分頃、原子炉建屋1階(放射線管理区域外)において、非常用ディーゼル発電機(A)清水ポンプ(1)の軸封部(2)の排水を回収する排水升に、約1.5リットル/分(0.09m³/h)程度の排水があることを当社運転員が確認しました。</p> <p>排水量は、清水ポンプの冷却水供給量230m³/hに対して微量であり、流量に変化はなく安定していること、また、冷却水は補給タンクから供給が可能なことから、非常用ディーゼル発電機(A)の機能に影響はありませんが、今後、準備が整い次第、当該部位の点検を行い、必要に応じて部品の交換を行います。</p> <p>点検は、あらかじめ「原子炉施設保安規定」に基づく措置(3)をとった上で、非常用ディーゼル発電機(A)を待機除外(4)にして、行います。</p> <p>なお、本事象による3号機調整運転への影響はなく、問題なく運転を継続しています。</p>
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
お知らせ基準	「表2-14」に該当します。

- 1 非常用ディーゼル発電機は、非常用母線が停電した際に自動的に起動し、必要な機器に電力を供給する設備で、3号機には3台設置されています。

清水ポンプは非常用ディーゼル発電機に冷却水(放射能を含まない純水)を供給するポンプです。

- 2 軸封部は、ポンプ内部の水が軸を通してポンプ外部に出ないようにするために設けられている部分です。
- 3 原子炉施設保安規定では、非常用ディーゼル発電機を点検等により一時的に待機除外とする場合には、他の2台の非常用ディーゼル発電機および原子炉隔離冷却系が動作可能であることを待機除外前に確認する、と定めています。

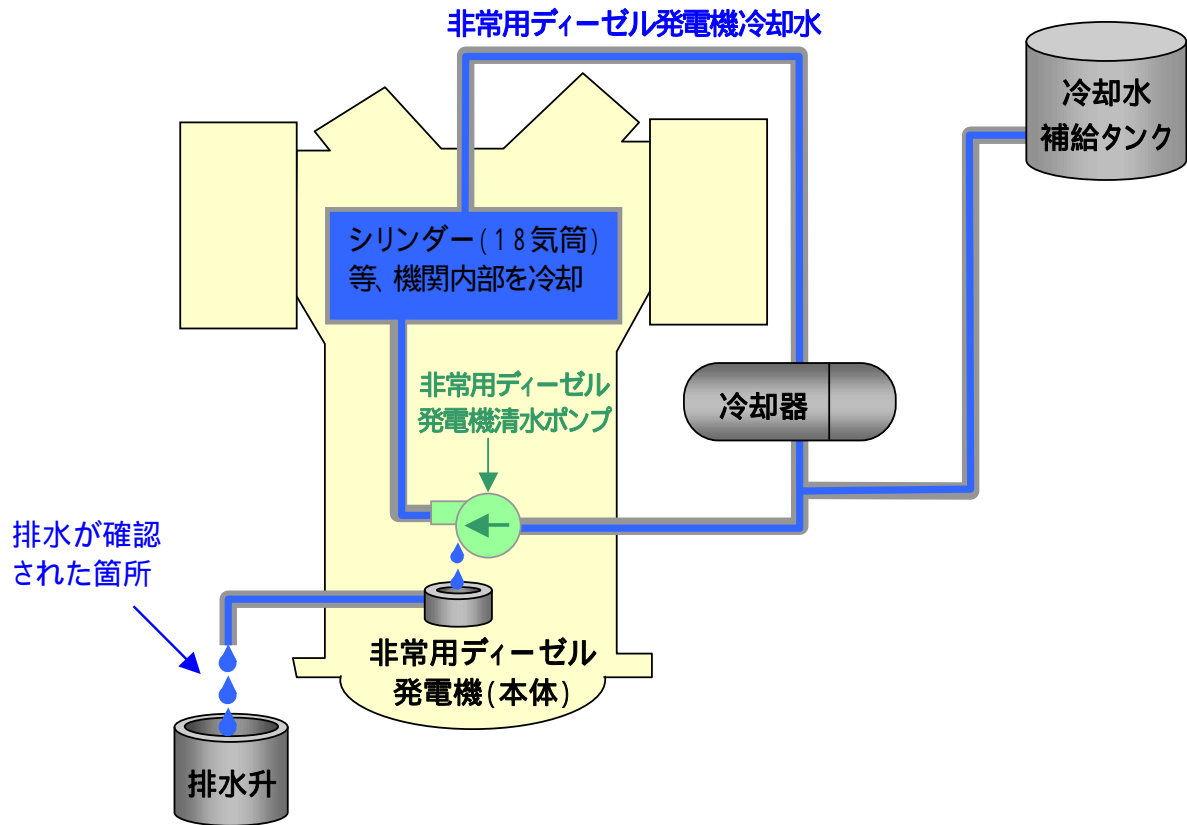
原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

原子炉隔離冷却系は、通常の原子炉への給水系統が使用不能な場合に、原子炉に給水を行い、原子炉水位を維持し炉心の冷却を確保するための系統です。

- 4 待機除外とは、通常、いつでも起動できる待機状態にある機器を、故障や点検のために自動起動できない状態にすることです。

以上

非常用ディーゼル発電機冷却系統概要図



軸封部の概要図

